

## 記念植樹事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、緑豊かなまちづくりと緑化意識の高揚を図り、緑のある暮らしを推進するため、この要綱に定めるところにより個人が出生や結婚、還暦など人生の節目を記念して植樹する場合は、予算の範囲内において当該樹木の苗木を無償で配布するものとする。また、地域団体などがその活動の節目を記念して植樹する場合には記念植樹に要した経費の一部を給付するものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の規定により、記念植樹事業で樹木の配布、または経費に対する給付金の対象は、次に定めるところとする。

- (1) 宇治市内に居住する個人
- (2) 宇治市内の自治会、学校 PTA などの地域団体
- (3) その他、理事長が必要と認める団体など

### (配布樹木及び給付金)

第3条 記念植樹事業で配布する樹木、または経費に対する給付金は、次に定めるところとする。

- (1) 個人の場合は、配布時期別の樹木リストから一記念日につき苗木1本を配付する。
- (2) 団体の場合は、一記念日について50,000円を限度（樹木を含む植栽工事費、記念の標柱を含む）として、記念植樹に要した経費の一部又は全部を給付する。但し、記念樹と合わせて記念日の内容などを記した標柱等を作成し、設置しなければならない。また、植栽場所については当該土地の管理者（所有者など占有すべき権利を有する者）の承認が得られている場合に限る。

### (申請)

第4条 個人の申請は、記念植樹配布申請書（第1号様式）に、団体の申請は、記念植樹経費の給付申請書（第2号様式）に必要事項を記入の上、（公財）宇治市公園公社理事長あてに申請するものとする。

### (配布・給付)

第5条 （公財）宇治市公園公社理事長（以下「理事長」という）は、個人から前条の申請を受けた後、配布時期（10月、3月）の1ヶ月前を目途に記念植樹配布通知書（兼）引換券により、配布時期、配布場所を申請者に通知し、申請者は記載の期日までに配布場所にて引換を行うものとする。また、理事長は、団体から前条の申請を受けた場合は、記念植樹経費給付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

### (完了・管理)

第6条 申請団体は記念植樹が完了した後、速やかに記念植樹完了届（第4号様式）に植

栽に要した経費（内訳書添付）、給付額および植樹完了後の写真を添付して提出するものとする。

2. 樹木の配布を受けた個人、または給付金を受けた団体は、その樹木を長期にわたり健全に育成を行うため、必要な管理を行うものとする。また、理事長により植栽後の樹木の状況確認、アンケートへの協力依頼があった場合には協力するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。